債権管理実務研究会 特別セミナーのご案内

最低限押さえておきたい「下請法」改正のポイント解説（速報版）

▶「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が 2025 年 3 月 11 日に閣議決定され、2025 年５月 16 日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（下請法等改正法）が国会で成立し、2026 年１月１日より施行されます。
▶ここ数年の物価の上昇を受けて、政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、各種調査やその結果の公表、労務費指針の策定を通じて、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に取り組んできました。今回の下請法改正は、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくための取引環境を整備するためのものと位置付けられます。
▶改正法が成立したことにより、広く浸透していた「下請法」という法律の名称や「下請事業者」や「親事業者」といった用語まで変更されることになりますが、より重要なのは、下請法適用対象が拡大されるなど、法律の内容面にいくつか大きな変更が予定されている点です。近時、労務費等の転嫁円滑化に関連して、公正取引委員会等による下請法等の執行も活発になっておりますため、法改正への対応の遅れが想定外のリスクを招く可能性が否定できません。
▶そこで、本講座では、コンプライアンス・リスク管理の観点から、改正法の成立・施行に向けた準備を早めに進めていただけるよう、下請法改正の内容と、変更に伴う実務対応のポイントについて、速報版として解説します。

■主要講義項目■

第１　「下請法」改正の全体像

第２　改正ポイントと実務対応

　１ 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止／２ 手形払等の禁止／３ 運送委託の対象取引への追加／４ 従業員基準の追加／５ その他

●講　師●

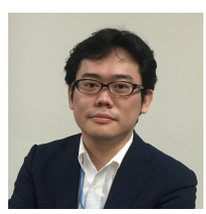

村上　亮　弁護士（日比谷総合法律事務所）

2004 年京都大学法学部卒業、2006 年神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻修了、
2018 年神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了（博士（法学））。
2013 年から 5 年間公正取引委員会に任期付職員として勤務した経験があり、独禁法、下請法等を専門とし、独禁法違反事件・下請法違反事件の当局対応、独禁法関わる訴訟・相談対応等を得意とする。
著書として、「Ｑ＆Ａ自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい　2012 年）（分担執筆）、
「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアルー債権別解決手法の手引きー」（第一法規　2010 年）（分担執筆）。

◇お申込要領・注意事項◇

本セミナーは会場開催および WEB 配信を予定しているセミナーです。会場参加の際は、受付にて会社名と氏名をお伝えください。WEB 視聴用の URL は、後日メールにて視聴案内をお送りします。

◆開催日時：７月２日（水）10 時 30 分～ 12 時
◆視聴期間：７月 25 日（金）～ ８月 29 日（金）（申込期限：７月１日（火）12 時）
◆ 受 講 料：【法人申込】22,000 円（税込）／ 1 社（同一法人内に限り複数名受講可能）
【個人申込】8,800 円（税込）／ 1 名

□本セミナーは WEB 配信時、「Vimeo」を利用します。視聴制限等がないかご確認ください。
□ WEB 申込・FAX・メールにて必要事項を記載の上、お申し込みください。
□請求書はメールにてご案内予定です。
□ご記入の個人情報は、㈱商事法務の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
□都合により、受講資格を制限し、お申込みできない場合がございます。
□申込期限後のキャンセルは一切受け付けておりません。

WEB 申込

住所　〒

法人名　　メールｱﾄﾞﾚｽ

部署名　　電話番号

受講形態（法人申込／個人申込）←どちらかに○を付けてください

受講者名　　備考欄

◆ご不明な点は下記までお問い合わせください◆　　**≪ご入会は下記より≫**

問合せ先　株式会社商事法務　債権管理実務研究会事務局
〒 103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2　日本橋フロント 3 階
EMAIL：saiken-kanri@shojihomu.co.jp ／ TEL：03-6262-6764 ／ URL：https://saiken.shojihomu.co.jp